

平成22年6月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号  
株式会社 ゴルフ・ドゥ  
代表取締役社長 伊 東 龍 也

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番  
ラフレさいたま 5F 桃 2番
3. 目的事項  
報告事項 第23期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）  
事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ※ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.golfdo.jp/>) に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## I. 会社の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、平成20年秋以降の世界的な景況悪化による企業業績の低迷が続く中、企業収益は幾分緩やかに回復の兆しを見せたものの一時的なものとなり、デフレ進行や雇用情勢の悪化等により、依然として厳しい状況が続いており、家計所得の減少による節約志向の高まりから個人消費も低迷するなど、景気下振れリスクは払拭できるまでには至っておりません。

ゴルフ業界におきましては、消費者の先行きの不安感からゴルフ用品の買い控え、販売価格の早期下落などが顕著に現れ、経営環境は厳しい状況が続いております。しかしながら、石川 遼、池田勇太、女子では横峯さくらや諸見里しのぶなどの若手プロゴルファーたちが業界全体を盛り上げ、女性層や若年層を中心にゴルフへの関心はますます高まっており、経済産業省の「特定サービス産業動態調査」においてもゴルフ場／練習場の入場者数が前年並みを維持する中、プレー人口はわずかながらプラスに転じてまいりました。しかし、消費者心理の冷え込みは継続しており、新品ゴルフクラブなど高額用品の販売が低迷するなど、大変厳しい業界環境となりました。

このような経営環境のもと、当社は引き続き、事業全体の収益性向上を目指し、店舗運営オペレーションの見直しを行い、在庫の適正化等による粗利益率の改善及び経費削減に努めてまいりました。

店舗につきましては、直営事業では業態転換による「ルララこうほく店」を出店、フランチャイズ事業では新規出店は1店舗のみで、増床リニューアルを3店舗が行いました。その結果、平成22年3月末日現在の営業店舗数は全国で合計77店舗となっております。また、直営事業においては、既存店が好調な売上を上げ、前期比100%超えを達成しました。しかしながら、好調な既存店に対して一部新規店舗の業績低迷が影響し、売上高は見通しを達成したものの営業利益面では厳しい状況となりました。なお、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」では、ショップ会員が約8.5万人に達し、

売上も順調に伸びております。

この結果、当期の売上高は32億49百万円（前期比11.1%増）、営業利益が22百万円（前期営業損失 184百万円）、当期純利益は6百万円（前期純損失 333百万円）となりました。

なお、利益につきましては第一に内部留保して資金需要に充てていく方針ですが、公開企業として株主様に対する責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき利益を株主様に還元していく所存であります。

当期の配当につきましては、内部留保のため、無配当と致します。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

（単位：百万円、%）

| 事業別       | 当 期   |       | 前 期   |       | 対 前 期 比 |      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------|------|
|           | 売上高   | 構成比   | 売上高   | 構成比   | 売上高     | 構成比  |
| 直 営 事 業   | 2,716 | 83.6  | 2,348 | 80.3  | 115.6   | 3.2  |
| フランチャイズ事業 | 533   | 16.4  | 575   | 19.7  | 92.7    | △3.2 |
| 合 計       | 3,249 | 100.0 | 2,923 | 100.0 | 111.1   | —    |

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 直営事業

直営事業は、業態転換による「ルララこうほく店」を新規出店、既存店が好調な売上を上げた結果、売上高は前期の23億48百万円から27億16百万円（前期比15.6%増）となりました。

(2) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業は、1店舗の出店と増床リニューアル3店舗にとどまったことから、売上高は、前期の5億75百万円から5億33百万円（前期比7.3%減）と減少致しました。

② 設備投資の状況

当期は直営店（ルララこうほく店）出店、社内0.A機器取得、新規システムの開発などにより総額19百万円の設備投資を実行致しました。

③ 資金調達の状況

平成21年10月に短期借入金1億円を長期借入金に借換しております。

④ 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 20 期<br>(平成18年4月～<br>平成19年3月) | 第 21 期<br>(平成19年4月～<br>平成20年3月) | 第 22 期<br>(平成20年4月～<br>平成21年3月) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(平成21年4月～<br>平成22年3月) |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,207,104                       | 2,462,327                       | 2,923,226                       | 3,249,091                                  |
| 経 常 利 益 (千円)   | 6,964                           | 37,994                          | △187,528                        | 15,639                                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | △51,842                         | 29,895                          | △333,531                        | 6,735                                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | △3,986.04                       | 2,287.37                        | △26,247.83                      | 544.34                                     |
| 総 資 産 (千円)     | 1,133,060                       | 1,239,859                       | 1,785,540                       | 1,710,445                                  |
| 純 資 産 (千円)     | 850,913                         | 890,968                         | 525,687                         | 532,423                                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 65,314.19                       | 67,480.25                       | 42,483.22                       | 43,027.57                                  |

(注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社を取り巻く環境は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長してまいりました。しかし、昨今では競争が激化し、中古ゴルフクラブ市場においても大手スポーツ量販店やネット専門企業による中古チェーン企業の買収など業界再編が勃発、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しており、各社の戦略が明確になってまいりました。また、一昨年来の未曾有の世界金融危機による国内の景気後退の影響や逆資産効果が消費者心理を押し下げる状況となり、業界紙等の定店観測情報等からも、各クラブメーカーの新製品前倒し発売に対する量販店・専門店店頭での売れ行きは、大変厳しい状況であります。以上の環境変化を踏まえ、当社では、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

##### ① 直営店の店舗展開と物件の多様化

当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を検討しております。従来、郊外型の150坪パッケージ大型店舗を軸に展開してまいりましたが、今後は、都市部型の優良店舗物件の開発による新たなパッケージによる出店が実行できる体制も整備してまいります。

##### ② フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細かく、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図っていきます。また、現在店舗のない空白エリアである地域に対して出店すべく加盟店開発を進めていきます。

##### ③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発のために、人材の確保と育成が必要であり、従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充実、人事制度の見直しを進めていきます。

④ 収益構造の改善を主軸に事業再構築

当社は、直営店舗の出店を急速に拡大してまいりましたが、再度、創業の原点に立ち返り、事業の見直しによる個店ごとの黒字化と中古クラブ商材調達の多様化を進めてまいります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、小規模な経営組織といえどもコンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。

また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も急務であります。また、金融商品取引法での内部統制監査制度に従って、内部統制の整備・充実を図るために、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。



## 5. 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社は、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営を主な事業としております。

## 6. 主要な事業所及び店舗（平成22年3月31日現在）

| 名 称               | 所 在 地                              |
|-------------------|------------------------------------|
| 本社                | 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号              |
| ゴルフ・ドゥ！草加店        | 埼玉県草加市北谷一丁目27番21号                  |
| ゴルフ・ドゥ！吹上店        | 埼玉県鴻巣市袋155番1                       |
| ゴルフ・ドゥ！北浦和店       | 埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目1番2号               |
| ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店  | 東京都八王子市松木33番13                     |
| ゴルフ・ドゥ！深谷店        | 埼玉県深谷市国済寺町26番6                     |
| ゴルフ・ドゥ！花小金井店      | 東京都小平市花小金井三丁目18番2号                 |
| ゴルフ・ドゥ！川越店        | 埼玉県川越市山田1652番1                     |
| ゴルフ・ドゥ！水戸店        | 茨城県水戸市笠原町1194番8                    |
| ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店     | 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番               |
| ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店      | 東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目3番                   |
| ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店 | 埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号               |
| ゴルフ・ドゥ！GLOBO蘇我店   | 千葉県千葉市中央区川崎町1番34号                  |
| ゴルフ・ドゥ！柏店         | 千葉県柏市若柴2番1号                        |
| ゴルフ・ドゥ！ルララこうほく店   | 神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目2番1号<br>ルララこうほく1階 |

(注) ルララこうほく店 平成21年4月に新規開業しております。

## 7. 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

| 区 分 | 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----|------|--------|-------|--------|
| 合 計 | 79名  | 0名     | 34.7歳 | 4.0年   |

(注) 1. 臨時使用人及び嘱託契約者は含んでおりません。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。

## 8. 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

単位：百万円

| 借入先           | 借入額 |
|---------------|-----|
| 株式会社埼玉りそな銀行   | 313 |
| 株式会社みずほ銀行     | 100 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 246 |
| 株式会社足利銀行      | 76  |

## 9. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 株式の状況 (平成22年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 44,000株
2. 発行済株式総数 13,083株
3. 株主数 1,005名
4. 大株主(上位10名)

| 株主名       | 持株数   | 持株比率  | 当社の当核株主への出資状況 |
|-----------|-------|-------|---------------|
| 松田芳久      | 5,732 | 46.32 | —             |
| 赤根豊       | 601   | 4.85  | —             |
| ラオックス株式会社 | 400   | 3.23  | —             |
| 佐藤弘子      | 381   | 3.07  | —             |
| 中村義和      | 301   | 2.43  | —             |
| 呉功再       | 210   | 1.69  | —             |
| 岨野岳夫      | 193   | 1.55  | —             |
| 伊東龍也      | 185   | 1.49  | —             |
| 株式会社丸三    | 163   | 1.31  | —             |
| フォーク株式会社  | 132   | 1.06  | —             |

(注) 1. 当社は自己株式を709株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## III. 新株予約権等の状況

### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

#### ①. 平成17年2月8日取締役会決議

- 新株予約権の数 145個
- 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 145株
- 新株予約権の行使時の払込金額 37,000円
- 新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月1日～平成24年2月29日

●新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。さらに、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役除く） | 25個     | 25株       | 1名   |
| 監査役（社外監査役除く） | 0個      | 0株        | 0名   |

②. 平成17年6月28日取締役会決議

●新株予約権の数 152個

●新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 152株

●新株予約権の行使時の払込金額 137,000円

●新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日～平成24年6月30日

●新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。さらに、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役除く） | 40個     | 40株       | 4名   |
| 監査役（社外監査役除く） | 10個     | 10株       | 1名   |
| 社 外 監 査 役    | 10個     | 10株       | 2名   |

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### IV. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 役 名       | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況      |
|-----------|---------|--------------------|
| 代表取締役社長   | 伊 東 龍 也 |                    |
| 取 締 役 会 長 | 松 田 芳 久 | 株式会社ボックスグループ 代表取締役 |
| 取 締 役     | 大 井 康 生 | 経営管理本部             |
| 取 締 役     | 井 上 文 彦 | 商品本部               |
| 常 勤 監 査 役 | 小 澤 幸 乃 |                    |
| 監 査 役     | 志 村 孝 典 |                    |
| 監 査 役     | 安 野 憲 起 | 司法書士               |

（注）監査役 志村孝典氏及び監査役 安野憲起氏は、社外監査役であります。

## 2. 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役に関する事項

該当事項はありません。

### ② 社外監査役に関する事項

監査役 志村孝典氏及び監査役 安野憲起氏と、当社との取引関係はありません。

監査役 安野憲起氏は、独立役員として名古屋証券取引所へ届出ております。

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

### ③ 社外監査役の事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況

| 区 分     | 取締役会（18回開催） |     | 監査役会（12回開催） |     |
|---------|-------------|-----|-------------|-----|
|         | 出席回数        | 出席率 | 出席回数        | 出席率 |
| 監査役志村孝典 | 13回         | 72% | 9回          | 75% |
| 監査役安野憲起 | 13回         | 72% | 8回          | 66% |

### ④ 社外監査役の取締役会及び監査役会での発言

客観的間視点から、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額      | 摘 要                 |
|-----|------|----------|---------------------|
| 取締役 | 4名   | 41,460千円 |                     |
| 監査役 | 3名   | 8,220千円  | (うち社外監査役2名 1,200千円) |
| 合計  | 7名   | 49,680千円 |                     |

## V. 会計監査人の状況

### 1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

### 2. 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 16,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

### 内部統制システム構築の基本方針

(平成21年6月24日改訂)

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号) (会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、リスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

- ④ 経営企画室にコンプライアンスチームを置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ⑥ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑦ 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ⑧ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 経営企画室コンプライアンスチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について内部監査を行う。

## 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である経営管理本部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、会社全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。



- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 経営企画室コンプライアンスチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。
- ④ 経営企画室コンプライアンスチームは、業務の執行が、「組織規程」、「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に従い、適正に行われているか内部監査を行う。

#### 5. 財務報告に係る適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

現在、監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

**7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**（会社法施行規則第100条第3項第2号）

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**（会社法施行規則第100条第3項3第号）

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、経営企画室コンプライアンスチームは、実施した内部監査の結果等を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査役（会）は、経営企画室コンプライアンスチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査役（会）は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることで、及び重要情報を入手できることを保証する。

**10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

**11. 反社会的勢力排除に向けた整備状況**

- ① 当社の従業員心得ハンドブックの行動指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。

- ② 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ③ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

## **VII. 会社の支配に関する基本方針**

特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,076,379</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>567,558</b>   |
| 現金及び預金             | 312,669          | 買掛金                  | 160,325          |
| 売掛金                | 111,896          | 短期借入金                | 100,000          |
| 商 品                | 587,819          | 1年以内返済予定の長期借入金       | 133,836          |
| 貯 蔵 品              | 2,057            | 未払金                  | 36,286           |
| 前払費用               | 24,839           | 未払費用                 | 41,498           |
| その他流動資産            | 7,795            | 未払法人税等               | 11,634           |
| 繰延税金資産             | 29,880           | 未払消費税等               | 35,280           |
| 貸倒引当金              | △580             | 賞与引当金                | 15,028           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>634,066</b>   | ポイント引当金              | 31,214           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>225,660</b>   | その他流動負債              | 2,454            |
| 建 物                | 145,409          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>610,463</b>   |
| 構 築 物              | 10,651           | 長期借入金                | 502,166          |
| 車 両 運 搬 具          | 664              | 退職給付引当金              | 57,997           |
| 工具器具備品             | 68,934           | 預り保証金                | 50,300           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>27,431</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,178,022</b> |
| 電話加入権              | 923              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソフトウェア             | 24,155           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>532,423</b>   |
| ソフトウェア仮勘定          | 2,352            | 資 本 金                | 500,765          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>380,974</b>   | 資 本 剰 余 金            | 177,817          |
| 投資有価証券             | 0                | 資 本 準 備 金            | 177,817          |
| 長期前払費用             | 53,539           | 利 益 剰 余 金            | △122,534         |
| 敷金・保証金             | 156,872          | その他利益剰余金             | △122,534         |
| 建設協力金              | 170,561          | 繰越利益剰余金              | △122,534         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,710,445</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△23,625</b>   |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>532,423</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,710,445</b> |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                      | 金 額     |           |
|--------------------------|---------|-----------|
| I. 売 上 高                 |         | 3,249,091 |
| II. 売 上 原 価              |         | 1,980,629 |
| 売 上 総 利 益                |         | 1,268,462 |
| III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 1,246,282 |
| 営 業 利 益                  |         | 22,179    |
| IV. 営 業 外 収 益            |         |           |
| 受 取 利 息                  | 3,831   |           |
| 受 取 手 数 料                | 2,640   |           |
| 雑 収 入                    | 2,709   | 9,180     |
| V. 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息                  | 14,822  |           |
| 雑 損 失                    | 898     | 15,720    |
| 経 常 利 益                  |         | 15,639    |
| VI. 特 別 利 益              |         |           |
| 賞 与 引 当 金 戻 入 額          | 6,677   |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額  | 3,789   | 10,467    |
| VII. 特 別 損 失             |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損            | 760     |           |
| 減 損 損 失                  | 36,194  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損        | 789     |           |
| そ の 他 特 別 損 失            | 2,500   | 40,244    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失          |         | 14,138    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税    | 9,007   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額            | △29,880 | △20,873   |
| 当 期 純 利 益                |         | 6,735     |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |         |                     |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
|               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金               | 自 己 株 式 | 株主資本合計  | 純資産合計   |
|               |         | 資本準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |         |         |         |
| 前 期 末 残 高     | 500,765 | 177,817 | △129,270            | △23,625 | 525,687 | 525,687 |
| 当 期 の 変 動 額   |         |         |                     |         |         |         |
| 当 期 純 利 益     |         |         | 6,735               |         | 6,735   | 6,735   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | －       | －       | 6,735               | －       | 6,735   | 6,735   |
| 当 期 末 残 高     | 500,765 | 177,817 | △122,534            | △23,625 | 532,423 | 532,423 |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

(1) ゴルフクラブ …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) ゴルフクラブ以外 …… 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～30年

構築物 10年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具器具備品 2年～15年

無形固定資産 …… ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用 …… 均等償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ポイント引当金 …… ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイント等の期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 241,625千円 |
|----------------|-----------|

(株主資本等変動計算書に関する注記)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 当該事業年度の末日における発行済株式数 | 13,083株 |
|---------------------|---------|

|                    |      |
|--------------------|------|
| 当該事業年度の末日における自己株式数 | 709株 |
|--------------------|------|

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式数 | 397株 |
|-----------------------------------|------|



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

|             |    | (単位：千円)        |
|-------------|----|----------------|
|             |    | (平成22年3月31日現在) |
| 繰延税金資産 (流動) |    |                |
| 貸倒引当金       |    | 235            |
| ポイント引当金     |    | 12,641         |
| 賞与引当金       |    | 6,086          |
| 未払事業税       |    | 1,069          |
| 繰越欠損金       |    | 6,685          |
| その他         |    | 3,163          |
| 繰延税金資産      | 小計 | 29,880         |
| 評価性引当額      |    | —              |
| 繰延税金資産      | 合計 | 29,880         |
| 繰延税金資産 (固定) |    |                |
| 減価償却費       |    | 487            |
| 減損損失        |    | 14,658         |
| 投資有価証券評価損   |    | 319            |
| 退職給付引当金     |    | 23,489         |
| 貸倒引当金       |    | 634            |
| 繰越欠損金       |    | 117,900        |
| その他         |    | 104            |
| 繰延税金資産      | 小計 | 157,595        |
| 評価性引当額      |    | △157,595       |
| 繰延税金資産      | 合計 | —              |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |  | (単位：%)         |
|--------------------|--|----------------|
|                    |  | (平成22年3月31日現在) |
| 法定実効税率             |  | 40.5           |
| (調整)               |  |                |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 |  | △1.68          |
| 住民税均等割額            |  | △63.56         |
| 評価性引当額             |  | 311.77         |
| 繰越欠損金期限切れ          |  | △141.81        |
| その他                |  | 2.43           |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  |  | 147.64         |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金への用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は実施しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額<br>(※) | 時価 (※)   | 差額      |
|-------------|-----------------|----------|---------|
| (1) 現金及び預金  | 312,669         | 312,669  | —       |
| (2) 売掛金     | 111,896         | 111,896  | —       |
| (3) 敷金及び保証金 | 156,872         | 118,131  | △38,741 |
| (4) 建設協力金   | 170,561         | 171,470  | 908     |
| (5) 買掛金     | △160,325        | △160,325 | —       |
| (6) 短期借入金   | △100,000        | △100,000 | —       |
| (7) 長期借入金   | △636,002        | △644,492 | △8,490  |
| (8) 預り保証金   | △50,300         | △49,546  | 753     |

(※) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

(4) 建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

(5) 買掛金及び (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 預り保証金

預り保証金の時価については、フランチャイズ加盟店との契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(一株当たり情報に関する注記)

|             |            |
|-------------|------------|
| 一株当たり純資産額   | 43,027円57銭 |
| 一株当たりの当期純利益 | 544円34銭    |

(重要な後発事象)

(スクエアツウ・ジャパン株式会社の株式取得 (子会社化) について)

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、日本アジア投資株式会社からスクエアツウ・ジャパン株式会社の発行済株式の全株式を譲り受け、同社を子会社化することを決議し、同日株式譲渡契約書を取り交わしました。

1. 株式取得の目的

当社は、更なる飛躍を目指し、商品調達力を強化することで競争力を高め、継続的な業績拡大を図ることを重要な経営戦略として位置付けています。そのため、ゴルフクラブ・ゴルフ用品の卸売事業に強みを有するスクエアツウ・ジャパン株式会社の株式を取得することによって、グループ会社としてのシナジー効果により更なる事業拡大が期待できることから、子会社化することといたしました。

## 2. 被取得企業の概要

- (1) 商号 スクエアツウ・ジャパン株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 村上 茂
- (3) 所在地 愛知県名古屋市中区栄二丁目13番1号
- (4) 設立 昭和52年4月
- (5) 事業内容 ゴルフクラブ・ゴルフ用品の小売事業及び卸売事業
- (6) 決算期 9月30日
- (7) 従業員数 8名
- (8) 事業所 The Golf Exchange, Inc (米国)  
※スクエアツウ・ジャパン株式会社の100%子会社
- (9) 資本金 10,000千円
- (10) 発行済株式総数 13,800株

## 3. 株式取得の相手先の概要

- (1) 商号 日本アジア投資株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 松本 守祥
- (3) 所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
- (4) 事業内容 投資業務、投資事業組合等の管理業務、コンサルティング業務、金融業務

## 4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

- (1) 取得前の所有株式数 0株 (所有割合 0%)
- (2) 取得株式数 13,800株 (取得価額 195,000千円)
- (3) 取得後の所有株式数 13,800株 (所有割合100%)

## 5. 支払資金の調達及び支払方法

自己資金及び銀行借入による一括支払 (予定)

## 6. 日程

平成22年5月12日 取締役会決議  
株式譲渡契約書締結  
平成22年5月18日 株券引渡し期日 (予定)

## 7. その他

当社は、同社の株式取得及び子会社化により、第24期より連結計算書類作成会社となります。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月14日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鎌 | 田 | 竜 | 彦 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 野 | 雅 | 史 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成22年5月12日開催の取締役会でスクエアツウ・ジャパン株式会社の株式取得（子会社化）について決議を行い、同日付で株式譲渡契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月26日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役会

常勤監査役 小 澤 幸 乃 ㊟

社外監査役 志 村 孝 典 ㊟

社外監査役 安 野 憲 起 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的の修正・追加修正を行うものであります。

(2) 上記の変更、新設に伴い項数の調整等の形式的変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                           |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                       | 第 1 章 総 則                                       |
| (商 号)                                           | (商 号)                                           |
| 第 1 条 (条文省略)                                    | 第 1 条 (現行どおり)                                   |
| (目 的)                                           | (目 的)                                           |
| 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                      | 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                      |
| 1. スポーツ関連用品の販売及び中古スポーツ用品の買取・修理・賃貸借              | 1. スポーツ関連用品の販売及び中古スポーツ用品の買取・修理・賃貸借              |
| 2. スポーツ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導 | 2. スポーツ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導 |
| 3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等スポーツ施設の運営及び運営支援                 | 3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等スポーツ施設の運営及び運営支援                 |
| 4. インターネットを利用した商取引並びに各種情報サービスの提供、業務代理業、広告事業     | 4. インターネットを利用した商取引並びに各種情報サービスの提供、業務代理業、広告事業     |
| 5. 経営コンサルタント業務                                  | 5. 経営コンサルタント業務                                  |
| 6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務                        | 6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務                        |
| 7. 広告代理店                                        | 7. 広告代理店                                        |
| 8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理                            | 8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理                            |



| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>9. 損害保険代理業</p> <p>10. 輸出入業</p> <p>11. 飲食業</p> <p>12. 旅行代理店業</p> <p>13. 携帯電話及び情報通信機器類の販売<br/>及び役務の提供業務</p> <p>(新 設)</p> <p>14. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> | <p>9. 損害保険代理業</p> <p>10. 輸出入業</p> <p>11. 飲食業</p> <p>12. 旅行代理店業</p> <p>13. 携帯電話及び情報通信機器類の販売<br/>及び役務の提供業務</p> <p><u>14. スポーツ用品並びにスポーツ関連<br/>用品の卸販売</u></p> <p><u>15. スポーツ用品並びにスポーツ関連<br/>用品の自主企画商品開発及び製造</u></p> <p>16. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> |

以上



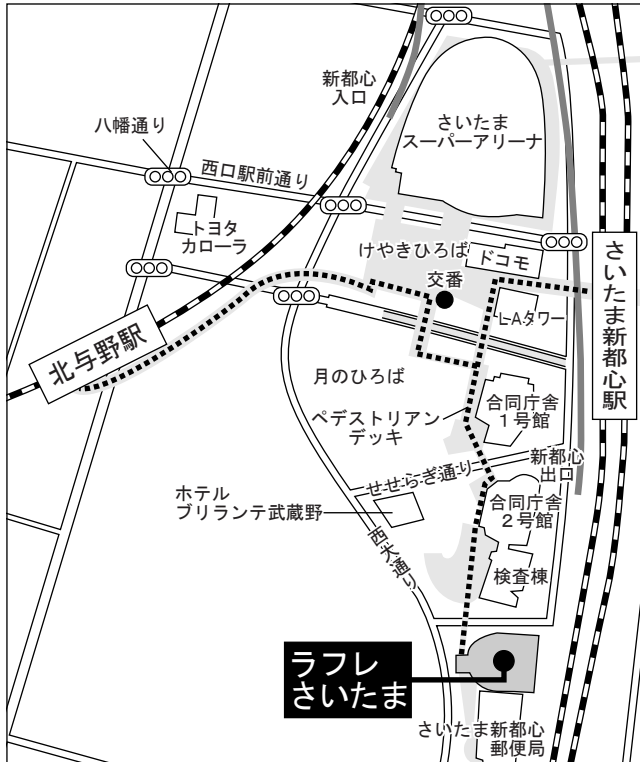


## 株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番

ラフレさいたま 5F 桃 2番

TEL：048-601-1111



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約10分

※東北・上越新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。